

議第170号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例

第1条 京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を次のように改正す
る。

第1条中「名勝」の右に「(以下「史跡等」という。)」を加える。

第12条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用
の」を「利用の」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条と
する。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用し
よう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を
「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に改め、同条を第10
条とする。

第7条中「既納の入場料」を「既に支払われた入场料、観覧料等」に、
「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を
「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第4に掲げる使用料を納

入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条を第8条とする。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「入場料」の右に「及び観覧料等」を加え、同条第1項中「別表第3に掲げる」を「指定管理者に対し、」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「第1項」に、「徴収しない」を「収受しない」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「第4号」を「第3号」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同号を同項第10号とし、同項を同条第7項とし、同条第2項中「については、入場料を」を「の入場料の上限額は、」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の3項を加える。

4 指定管理者は、特別の事業を実施するときは、その期間に限り、第1項の入場料のほか、観覧料その他の当該事業に関する施設の利用に係る料金（以下「観覧料等」という。）を収受することができる。

5 観覧料等は、前項の事業の内容を考慮して、その都度指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入場料及び観覧料等を収受しない。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 入場料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第3条を第5条とする。

第2条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(事業)

第2条 施設においては、次の事業を行う。

- (1) 史跡等を公開し、一般の観賞等の用に供する事業
- (2) 施設の特徴をいかした文化財を身近に利用することができる機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 施設の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号並びに附則別表を削る。

別表第2中「第2条関係」を「第4条関係」に改め、同表供用しない日の欄中「月曜日」を「水曜日」に改める。

別表第3中「第3条関係」を「第5条関係」に改める。

別表第4中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用時間」を「利

用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

第2条 京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市無鄰菴等条例

第1条中「文化財保護法」の右に「第27条第1項の規定により指定された重要文化財並びに同法」を加え、「史跡等」を「重要文化財等」に改める。

第2条第1号中「史跡等」を「重要文化財等」に改める。

第6条中「無鄰菴の母屋の2階又は茶室」を「別表第4に掲げる施設」に、「母屋等」を「貸出施設」に改める。

第11条第1項及び第13条中「母屋等」を「貸出施設」に改める。

別表第1 岩倉具視幽棲旧宅の項を次のように改める。

岩倉具視幽棲旧宅	京都市左京区岩倉上蔵町100番地
旧三井家下鴨別邸	京都市左京区下鴨宮河町58番地の2

別表第2中

岩倉具視幽棲旧宅	水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
----------	--

を

岩倉具視幽棲旧宅	水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
----------	--

旧三井家下鴨別邸	水曜日（水曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）及び12月29日から同月31日まで
----------	---

に改める。

別表第3 岩倉具視幽棲旧宅の項を次のように改める。

岩倉具視幽棲旧宅	一 般	300
	小 学 校 の 児 童	100
	中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生	200
旧 三 井 家 下 鴨 別 邸		410

別表第4中「第8条関係」を「第6条及び第8条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	全 日	
無 鄰 菴	母 屋 の 2 階	3,080	3,600	5,140	
	茶 室				
旧三井家下鴨別邸	主屋の2階	座 敷	5,100	6,000	8,600
		居 室	2,100	2,400	3,400
		茶 の 間	1,200	1,400	1,900
	茶 室	5,100	6,000	8,600	

附 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条並びに附則第4項及び第5項の規定 平成28年4月1日
- (3) 第2条の規定 平成28年10月1日

(準備行為)

2 無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の管理を行わせるために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

3 利用の許可の申請その他旧三井家下鴨別邸を供用するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 第1条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる第1条の規定による改正前の京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる第1条の規定による改正後の京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 第1条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第6条
第9条第1項	第11条第1項

提案理由

指定管理者に無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の管理を行わせるため必要な事項を定めるとともに、旧三井家下鴨別邸を設置する等の必要があるので提案する。